**平成２６年（再イ）第２３号**
京都府城陽市久世里ノ西231番地の13
再生債務者　鍋島　秀則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２６年（再イ）第４号**
鹿児島県鹿児島市坂元町45番26号
再生債務者　川筋　良子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

**平成２６年（再イ）第７７号**
大阪市西成区千本中２丁目３番２号
再生債務者　吉村　矩之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第７号**
栃木県佐野市赤見町3560番地11
再生債務者　久保　　繁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２６年（再イ）第３６号**
東京都大田区南雪谷２―13―10
再生債務者　小川　勝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再イ）第１１３号**
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井733―３―805
再生債務者　丸山　　眞
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再イ）第２３号**
神戸市兵庫区駅南通４丁目１番206号
再生債務者　中村　晃子（旧姓開地）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２６年（再イ）第６号**
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵18番地の８
再生債務者　谷口　正治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日　　奈良地方裁判所

**平成２６年（再イ）第１５号**
静岡県磐田市見付2396番地２
再生債務者　袴田光紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**平成２５年（再イ）第５１５号**
大阪市東成区東小橋２丁目８番32号、営業所
大阪市東成区東小橋２―２―12
再生債務者　カフェレストフジワラこと藤原珈琲こと　藤原　利彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第１５号**
兵庫県西宮市池開町１番６号
再生債務者　林　　尚子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２６年（再イ）第３８号**
大阪市生野区中川西２丁目２番７号
再生債務者　永山こと　金　　太祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第１３５号**
大阪府豊中市東豊中町２丁目８番53―211号
再生債務者　小森　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第１号**
岩手県北上市鳩岡崎３地割53番地６
再生債務者　澤田　喜男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月１日　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２６年（再イ）第１５号**
岐阜県関市鋳物師屋６丁目４番１号
再生債務者　森　　貞人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月１日　　岐阜地方裁判所

## 教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成 26 年８月 13 日　　群馬県教育委員会
1　取上げ処分となった免許状
⑴　氏名及び本籍地　會澤　紳喜、群馬県
⑵　免許状の種類（教科）及び番号
①小学校教諭一級普通免許状
昭55小一普第243号
授与年月日　昭和56年３月24日
授 与 権 者　群馬県教育委員会
②中学校教諭一級普通免許状（保健体育）
昭55中一普第418号
授与年月日　昭和56年３月24日
授 与 権 者　群馬県教育委員会
③高等学校教諭二級普通免許状（保健体育）
昭55高二普第575号
授与年月日　昭和56年３月24日
授 与 権 者　群馬県教育委員会
2　取上げ処分年月日　平成26年７月25日
3　取上げ処分の事由
教育職員免許法第11条第３項該当

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から70歳位の男性、身長180㎝位、体格中肉、フリースベスト、長袖ポロシャツ、ズボン、パンツ、靴下、運動靴
上記の者は、平成26年４月27日午前６時45分頃江戸川区臨海町六丁目２番地都立葛西臨海公園先旧江戸川右岸で発見されたものです。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。
平成 26 年８月 13 日
東京都　　江戸川区長　多田　正見